

前回は、建物の大きさのルール：建ぺい率・容積率について説明しました。  
今回は、都市計画道路について説明します。

## まちの骨格を確実につくる= 【都市計画道路】

道路は、歩行者・自転車・自動車などの交通を確保するとともに、防災空間（火災が広がるのを道路で遮断する）、環境空間（日照、風通し、開放感等を確保する）、そして下水道や電線などの収容空間としてなど、様々な機能を持っています。

また、道路は土地利用と密接な関係を持っています。

例えば商業地では、買い物客や業務用・自家用自動車などの多くの交通が通り、工業地では大型トラック等がひんぱんに通るため、広い道路が必要となります。一方、住宅地では自家用車の利用がほとんどとなり、広い道路はあまり必要ではなくなり、逆に広い道路が住宅地の中を通過すると、通過交通が増え、うるさく危険なものになってしまいます。

このため都市計画では、土地利用の検討とともに将来の道路網についても検討し、その中で特に重要な道路（下図の中の主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路で市街地を通るもの等）を都市計画道路として定め、確実に整備していくこととしています。

都市計画道路が定められると、その区域内では道路の整備を円滑に実施するため、建築物の建築等に一部制限が加わります。

心をつなぐ「まち」  
シリーズ－横芝町のまちづくり－  
No.26

※主要幹線道路…国道など、町と町の間を行き来する車のための大きな道路。町の骨格として最も重要な役割を果たします。

※幹線道路……国道と駅や役場などの車の多く出入りする施設などを結んだり、町の中の地区と地区を行き来する車のための道路。町の骨組みであり地区の枠組みでもあります。

※補助幹線道路…幹線道路と住宅地の間をつなぎたり、近所の買い物などで多く利用される道路。地区の骨組みとして幹線道路の働きを補います。

※区画道路……家の周りの身近な道路。そこで生活する人のための道路なので、それ以外の車はなるべく通らないように工夫されます。

